

藤枝市地区計画区域における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例

藤枝市地区計画区域における建築物の制限に関する条例（平成 6 年藤枝市条例第 4 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 に次のように加える。

駅前一丁目 8 街区地区計画区域	平成 2 6 年藤枝市告示第 1 7 2 号により地区整備計画が定められた区域
------------------	---

別表第 2 に次のように加える。

駅前一丁目 8 街区地区計画区域

	(ア)	(イ)	(ウ)	(エ)	(オ)	(カ)	(キ)	(ク)	(ケ)
地区	建築してはならない建築物	建築物の容積率の最高限度	建築物の容積率の最低限度	建築物の建蔽率の最高限度	建築物の建築面積の最低限度	建築物の敷地面積の最低限度	外壁の后退距離及び適用除外の建築物等	建築物の高さの最高限度	建築物の各部分の高さ
A1 地区	次に掲げる建築物 1) マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの	400%	200%	80%	200平方メートル	—	平成 26 年藤枝市告示第 172 号の計画図に表示	—	—

	<p>(2) キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの</p> <p>(3) 個室付浴場業（法別表第2（い）項第7号に定めるものをいう。）に係る公衆浴場、ヌードスタジオ、のぞき劇場、ストリップ劇場、専ら異性を同伴する客の休憩の用に供する施設、専ら性的好奇心をそそる写真その他の物品の販売を目的とする店舗その他これらに類するもの</p>						<p>されている道路境界線までの距離2メートル</p>		
A2地区	A1地区の項と同じ	A1地区の項と同じ	—	A1地区の項と同じ	—	—	—	—	—

附 則

この条例は、平成27年7月1日から施行する。